

原材料価格高騰対応等緊急保証について
(セーフティネット5号保証)

平成20年10月
中小企業庁

「安心実現のための緊急総合対策(8月29日に政府与党決定)」において決定された新しい保証制度「原材料価格高騰対応等緊急保証」を10月31日に開始する。

本制度は、原油に加え原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援するため、現行制度の抜本的な拡充・見直しを行ったもの。

原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰の影響を強く受けている545業種の中小企業者(全国の中小・小規模企業者の2/3をカバー)を対象として、民間金融機関からの融資を受ける際には信用保証協会が100%保証する。

指定された業を営む中小企業者は、売上高等の減少につき市町村長又は特別区長の認定を受けることにより、金融機関から借入を行う際に信用保証協会の特例保証(別枠保証等)の対象となる。

1. 特例保証の内容

保険限度額の別枠化

(一般保険限度額)		(別枠保険限度額)	
・普通保険	2億円	・普通保険	2億円
・無担保保険	8,000万円	・無担保保険	8,000万円

保証料率の軽減

- ・普通保証(平均) 1.35% 0.8%程度に軽減
- ・各保証協会により定められている。

2. 認定手続きについて(個々の中小企業者)

指定された業種に属する事業を営んでいる中小企業者が当該特例保証を受けようとする場合は、以下の要件を満たしていることの認定を市町村長又は特別区長から受けることが必要。

(注) 市町村長等の認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査がある。

最近3か月間の月平均売上高又は平均販売数量が前年同期の月平均売上高等に比して3%以上減少していること。

原油等価格の高騰により、原材料価格が上昇しているにもかかわらず、製品単価に転嫁できていないこと。

最近3か月間の売上総利益率又は営業利益率が前年同期比で3%以上減少していること。